

羽衣国際大学 産学官連携における秘密情報管理ポリシー

規程番号 213-31

羽衣国際大学（以下「本学」という。）は、「『愛真教育』を基盤とした『自由・自主・自律・個性尊重の人間教育』を通して、社会に有為な人材を育成する」を建学の精神とし、「これからの共生社会において主体的に行動する実践的職業人の育成」を教育研究の使命・目的と位置づけている。国際社会から地域社会に至るまで我々の将来を担う人物の養成と学術研究の発展を通じて、21世紀の国際社会を先導する知的資産の創造とそれに基づく社会貢献に資することを促進する。

これらの理念を基に行われる研究活動は、大学として研究成果の公開を原則とする一方、産官学連携、とりわけ受託研究、共同研究時に様々な情報を取り扱うことになる。その際、本学並びに連携協力する国内外の研究機関、企業及び地域社会、公官庁、自治体等（以下「外部機関等」という。）が保有する「秘密として保持すべき情報」（以下「秘密情報」という。）に関して、外部機関等が安心して重要な知見を提供し、研究者等が研究活動を経て成果を社会に還元し貢献するため、秘密情報の管理に関する基本的な考え方として次のとおり羽衣国際大学産学官連携における秘密情報管理ポリシーを定める。

1 対象範囲・対象者

- (1) 本ポリシーが対象とする秘密情報とは、本学が産学官連携に関して秘密保持義務の対象とする情報のうち、個人情報以外の情報をいう。
- (2) 本ポリシーが対象とする秘密情報の種類は、次に該当するものをいう。
 - ・本学が独自で保有する秘密情報のうち、産学官連携に資する秘密情報
 - ・受託研究、共同研究等に伴い、秘密保持契約（Non-Disclosure Agreement 以下「NDA」という。）を締結し、それに指定される情報、もしくは本学が機密保持義務を負うことを前提に、外部機関等から提供された秘密情報
 - ・産学官連携による成果に含まれ、相手先企業等が指定し本学がそれに同意する秘密情報
- (3) 本ポリシーが対象とする者は、次に該当する者をいう。
 - ・産学官連携等の研究に携わる教員及び職員（非常勤教職員を含む。）、その他本学に雇用されている者、もしくは雇用されていた退職者
 - ・本学との契約により産学官連携等の研究に携わる研究者
 - ・産学官連携等の研究を行う上で必要欠くことができない事由・事情があり参画する学生、及び本学の各種制度に基づいて受け入れを許可した研究生等（以下「学生等」という。）で別途誓約書等を提出した者

2 基本原則

- (1) 本学独自で保有する秘密情報は、「秘密管理性」「有用性」「非公知性」の全てを満たしているかに留意し、研究成果の公表を原則とする大学の社会的役割に鑑み、秘密保持とのバランスの下で管理する。
- (2) 外部機関等と共有する秘密情報は、本学に起因して相手先に対して不利益を生じさせることがないように管理する。
- (3) 秘密情報の指定については、秘密情報の開示側と受領側の合意の上で可能な限り具体的に定義する、もしくは秘密にする事項を明確に指定する。「全ての情報を秘密にする」のように包括的な指定は極力避ける。また開示側の希望等により秘密にする事項について濃淡の区分をつける場合には、その重要度に応じて「秘」と「厳秘」の2区分を基本とし、特に重要な秘密情報に限りこの2区分より上位の区分である「機密」とする。またその区分の基準に従って秘密事項を扱う人員、表示方法、保管場所等の管理方法を明確に定め、厳守する。さらにこれら3区分の管理基準に収まらない特別な事情等がある場合はこれら3区分と共に、「特秘」という区分を加え、その管理方法等を明らかにする。
- (4) 産学官連携にあたって、互いが保有する知的財産等を含む秘密情報の保護と、互いの信頼の維持のため、次の場合は秘密保持契約（NDA）を締結する。ただし下記に掲げる場合であっても保護すべき秘密情報が存在しないことが双方もしくはすべての関係機関で確認されたならば締結の必要はない。またNDA締結後における活動の結果、別途新規の研究契約等の締結がなされた時点で、NDAは発展的に解消する。
 - ・産学官における組織的連携等において、互いに研究テーマの探索等を進める場合
 - ・受託研究、共同研究等の研究契約の締結を前提に互いの技術および秘密情報等の開示をする場合で、締結までに時間がかかる場合
 - ・産学官連携における技術交流会等の開催（ただし、既契約の一環となる行事を除く。）
- (5) 秘密保持義務を伴う産学官連携活動に学生等を参画させる場合は、学生が教育を受ける権利を有し、研究成果を公表し、就職活動が想定される存在であることを十分に考慮し、事前に学生の現在および将来についての状況を聞き取り、また秘密保持に係る責任について説明および指導を行い、秘密保持義務により学生等に不利益が生じないように十分配慮する。
- (6) 本学は、産学官連携における秘密情報管理に係る教育（啓発を含む。）を重視し、それを実行する。

3 産学官連携における秘密情報管理規定

産学連携における秘密情報の管理方法等の必要事項を「羽衣国際大学産学官連携における秘密情報管理規程」に定め、適正な管理の下で活用を図るものとする。

4 管理体制

- (1) 秘密情報統括管理責任者

秘密情報の管理における重要事項の最終決定を行うために、本学に秘密情報統括管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(2) 審議委員会

本ポリシーおよび「羽衣国際大学産学連携における秘密情報管理規程」に沿った通常の管理において、その遂行のため審議事項が生じた場合は学術情報委員会にて審議する。ただし秘密事項の漏洩、不正使用、又は不正開示などの重大な事案が生じた場合は、統括管理責任者の判断により既存の他委員会等において取り扱うことができる。また統括管理責任者が必要と判断した場合は臨時特別審議委員会を招集することができる。

(3) 秘密管理責任者

秘密情報を取り扱う産学連携事業において、その秘密情報を取り扱う研究グループで管理責任を明確にするため、取り扱う秘密情報毎に秘密情報管理責任者を置く。

(4) 秘密管理監査人

秘密情報統括管理責任者が指名し、秘密情報管理の体制、運用全般について年度毎に一度以上、定期的に監査する。

(5) 取扱事務

秘密情報管理の推進、管理及び事務は、学術情報・地域連携課が行う。

5 法令の遵守

本学は、不正競争防止法（平成5年法律47号）及び関連する法令を遵守し、産学官連携活動の推進に努めるとともに秘密情報漏えいに係る紛争を未然に防止するものとする。